

浜松市令和元年台風第 19 号被災農業者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、令和元年台風第 19 号により被災した、農業経営の立て直しに取組む農業者の営農活動の継続に必要な農業機械・施設の修繕等を支援するため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

この補助金は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 経営第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。)及び令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の実施について(令和元年 8 月から 9 月の前線に伴う大雨及び台風第 19 号等)(令和元年 12 月 10 日付け経営第 1970 号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。)強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(令和元年台風第 15 号及び第 19 号被災農業者支援型)(令和 2 年 1 月 20 日付け農戦第 530 号経済産業部長通知。)に基づくものであり、その交付に関しては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金取扱要領(令和元年台風第 15 号及び第 19 号被災農業者支援型)(令和 2 年 1 月 20 日付け農戦第 531 号経済産業部長通知。以下「県要綱」という。)浜松市補助金交付規則(昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第 2 条 この要綱による補助金の対象事業及び補助率等は、別表 1 のとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 申請者は、市長に対し、次に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(様式第 2 号)
- (3) 被災証明書
- (4) 市税納付・納入確認同意書(様式第 3 号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第 4 号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者の場合)
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、事業の目的及び内容により市長が必要ないと認めるときは、前項各号に掲げる事項の一部の記載若しくは前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第 4 条 市長は、前条に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、交付決定通知書(様式第 5 号)により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が市税を完納していることをその要件とする。

(着工)

第5条 事業の着工は原則として前条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、申請者が交付の決定前に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。なお、この場合においては、申請者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

2 申請者は、事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届(様式第7号)により、市長に提出しなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第6条 市長は、事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者に対して当該事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又はその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査、若しくは関係者に質問することができる。

(事業の遂行等の指示等)

第7条 市長は、申請者が提出する報告等により、その者の事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、申請者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

(概算払の申請)

第8条 申請者は、規則第16条第2項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払承認申請書(様式第8号)に資金状況調べ(様式第9号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第9条 市長は、前条に基づく概算払の申請があったときはこれを審査し、適当であると認められた場合は、概算払承認通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(概算払いの請求)

第10条 申請者は、前条により承認を受けたときは概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第11条 申請者は、別表1の重要な変更を行う場合は、又は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

なお、別表1に掲げられた変更承認申請を必要としない変更であっても、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

(1) 変更承認申請書(様式第12号)

(2) 変更収支予算書(様式第2号)

(3) 消費税等相当額報告書(様式第13号) ただし、該当者のみ

2 市長は、前項に基づく申請があったときはこれを審査し、適当であると認めた場合は、変更承認通知書(様式第14号)を申請者に対し通知するものとする。

(竣工)

第12条 申請者は、事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届(様式第15号)により、市長に提出しなければならない。

(完成検査)

第13条 市長は、申請者より竣工届があった場合、事業が予定通りに完了したか確認をしなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、事業が完了したとき(事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第16号)

(2) 収支決算書(様式第3号)

(交付の確定)

第15条 市長は、前条に基づく報告を受けたときはこれを審査し、適当であると認める場合は、交付確定通知書(様式第17号)を申請者に対し通知するものとする。なお、審査にあっては現地検査等により事業の実態を調査するものとする。

(補助金の請求)

第16条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による通知を受けた後、速やかに請求書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に基づく請求書の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第17条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1))により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1))又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書(様式第13号)により速やかに知事に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(利用状況等の報告)

第18条 申請者は、事業の開始後5年間について、事業が適正に使用されていることを報告するため、毎年4月末までにその直前1年間の利用報告(様式第19号)及び利用日誌(様式第20号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し)

第19条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を他の用途への使用をしたとき。

(2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令若しくは規則又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第20条 市長は、前条に基づく補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該対象者に補助金を返還させるものとする。

2 前項により返還の請求を受けた者は、定められた期日までに補助金を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認める場合は、この限りではない。

(財産の管理及び処分の制限)

第21条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間内に

において、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 市長の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第1項に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳その他関係書類を整理し、保管しなければならない。
- 4 当該補助金の交付を受けた申請者は、補助金の収支に関する帳簿を整え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。

(細目)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月27日から施行し、令和元年度の補助金について適用する。

別表 1

対象者	国要綱別記 2 の 第 1 の 2 (1) アに定める補助対象者とする。
対象事業	<p>(1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の修繕又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得に係る経費。</p> <p>(2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。</p> <p>(3) (1)と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。</p> <p>(4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びにその附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに付帯施設の修繕。</p> <p>原形復旧を超える部分は自己負担</p> <p>(5)倒壊した農産物の生産に必要な施設撤去。（解体、運搬、処分等）</p>
補助率 ・ 上限	<p><u>(1)(2)(3)(4)の取組</u></p> <p>補助率 7/10 以内（ただし、台風第 19 号被害に係る、畜舎や農業用機械など、園芸施設共済対象以外の施設等については 9/10 以内）</p> <p>事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は県補助金(国庫補助金含む)に（市補助金）により算定した額を加えた額を限度とする。また、補助金の算定に当たっては、千円未満切り捨てとする。</p> <p>市補助金は、助成対象事業経費に 10 分の 2 を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>なお、助成対象者が園芸施設共済加入者である場合の市補助金の額は、当該施設ごとに以下の a 又は b のいずれかとする。</p> <p>a 助成対象事業経費から、国庫補助金、支払共済金及びプロジェクト融資の額を除いた額が、助成対象事業経費に 10 分の 4 を乗じて得た額を上回る場合は、助成対象事業経費に 10 分の 2 を乗じて得た額</p> <p>b. a 以外の場合 助成対象事業経費から、国庫補助金、支払共済金及びプロジェクト融資の額を除いた額に、2 分の 1 を乗じて得た額</p> <p><u>(5)の取組</u></p> <p>補助率 10/10 以内</p>

	<p>事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は県補助金(国庫補助金含む)に(市補助金)により算定した額を加えた額を限度とする。また、補助金の算定に当たっては、千円未満切り捨てとする。</p> <p>市補助金は、助成対象事業経費に10分の3.5を乗じて得た額を限度とする。</p> <p>なお、補助事業者が施設園芸共済に加入している場合の補助金の算定に当たっては、助成対象事業経費から支払共済金を除いた額の10分の3.5を乗じて得た額を限度とする。</p>
	<p>重要な変更</p> <ol style="list-style-type: none">1 成果目標の変更2 事業の中止又は廃止3 補助対象者の変更4 事業費が増額する変更をしようとする場合5 事業費がその20パーセントを超えて減額する変更をしようとする場合

備考1 補助対象者が取り組む事業内容について、令和元年10月12日以降であること。

- 2 補助率(額)については、共済支払金の額により事業費の範囲内で所定の調整を行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

交付申請書

年 月 日

（あて先）
浜松市長

住所(所在地)
経営体名
代表者氏名 印

下記のとおり事業を実施したいので、浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる）

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		共済金支払い 通知書の関連 する棟番号	施工住所
		着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日		
1					
2					

	経費の内訳（円）						園芸施設共済のう ち特定園芸施設支 払額の合計額(円)
	補助金	融資額	地方公共団体等			自己 資金	
			都道府県	市町村	その他		
1							
2							
計							

	被災施設の建設時における 国庫補助事業の活用状況			原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用かつ再建の場合記入)	
	国庫補助事業	事業名	実施年度	該当する	該当しない
1	該当する			該当する	該当しない

2	該当する			該当する	該当しない
---	------	--	--	------	-------

必要に応じて積算内訳を記載する。

3 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持 引き続き農業経営を継続する。

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	被災前	被災後
農業経営の改善に関する目標 (目標：)		

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

収支予算書（ 変更収支予算書・収支決算書 ）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額 （変更予算額） （決算額）	（予算額）	比較増減		備考
			増	減	
合 計					

変更収支予算書...変更前の予算額を（予算額）欄に、変更後の予算額を（変更予算額）欄に記入すること。

収支決算書...予算額を（予算額）欄に、決算額を（決算額）欄に記入すること。

なお、予算額に変更があった場合は（予算額）欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

浜松市長
（取扱い 農業振興課）

補助金交付申請者

住所（または所在地）

氏名（または法人名・代表者）

年 月 日 生

（法人の場合）設立年月日 年 月 日 設立

下記の補助金交付手続きに伴い、浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金交付要綱第3条により、市において、補助対象者の市税の納付・納入状況について確認し、必要に応じて確認内容を申請者へ報告することに同意します。

記

申請補助金 浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)になっている法人、その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様

浜松市長

印

浜松市令和元年台風第 19 号被災農業者支援事業費補助金

交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました浜松市令和元年台風第 19 号被災農業者支援事業費補助金について、下記のとおり条件を付して決定します。

記

交付決定額(補助金の額)

	百万			千			円
金額							

- 条件
- 1 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
 - 2 補助事業の中止又は内容等を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
 - 4 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
 - 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - 6 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかななければならない。追加的信用供与補助事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了(保証債務の償還、求償権の回収または償却が終了した時点をいう。)するまで、保存しなければならない。
 - 7 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数等に相当する期間(大蔵省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承諾を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 8 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - 9 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付

を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

1 0 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

1 1 本補助事業で施設の再建・修繕等を行う場合、園芸施設共済等の保険へ加入すること。

(あて先)

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

交付決定前着工届

年 月 日付け交付申請書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工が補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

(あて先)
浜 松 市 長

住所(所在地)
経営体名
代表者氏名 氏 名 印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

着工届

年 月 日付け交付申請書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

浜松市令和元年台風第 19 号被災農業者支援事業費補助金

概算払承認申請書

(あて先)
浜松市長

住所 (所在地)

経営体名

代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた補助金の概算払を申請いたします。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

3 概算払を必要とする時期

区分	収 入				支 出				差引 残額
				計				計	
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様

浜松市長

印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

概算払承認通知書

年 月 日付け申請のありました概算払承認申請について審査した結果、下記のとおり補助金の概算払を承認します。

記

1 概算払をする金額

金 円

2 概算払をする時期

月

月

様式第 11 号 (第 10 条関係)

浜松市令和元年台風第 19 号被災農業者支援事業費補助金

概算払請求書

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、補助金 円を概算払により交付されたく請求します。

記

整備内容	補助金	既受領額		今回請求額		残額		整備事業 完了予定 年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名称

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

変更承認申請書

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所(所在地)
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請する。

記

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

1 変更の理由

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		共済金支払い 通知書の関連 する棟番号	施工住所
		着工 予定 年月日	竣工 予定 年月日		
1					
2					

	経費の内訳(円)					園芸施設共済のう ち特定園芸施設支 払額の合計額(円)	
	補助金	融資額	地方公共団体等				自己 資金
			都道府県	市町村	その他		
1							
2							
計							

	被災施設の建設時における 国庫補助事業の活用状況			原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用かつ再建の場合記入)	
	国庫補助事業	事業名	実施年度		
1	該当する			該当する	該当しない

2	該当する			該当する	該当しない
---	------	--	--	------	-------

必要に応じて積算内訳を記載する。

3 農業経営の状況

(1) 農業経営の維持 引き続き農業経営を継続する。

(2) 農業経営の改善を図るための取組

項目	被災前	被災後
農業経営の改善に関する目標 (目標：)		

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 添付書類

市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

補助金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

補助金の額が増額する場合は本文に、「あわせて補助金 円を追加交付されたく申請する。」と追記すること。

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

消費税等相当額報告書

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所(所在地)
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け浜松市指令 第 号により、補助金の交付決定の通知があった浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金について、補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の

写し（税務署の收受印等のあるもの）

・補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

変更承認通知書

年 月 日付け変更申請のありました浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金変更承認申請を承認したので通知します。

交付決定額(変更後)

金額		百万			千			円
----	--	----	--	--	---	--	--	---

変更内容

年 月 日

(あて先)

浜 松 市 長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

竣工届

下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

整備内容(機械・施設等名)	
事業費(円)	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日(または予定日)	
引き渡し年月日(または予定日)	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

実績報告書

年 月 日

(あて先)

浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定のあった事業について、
下記のとおり実施したので、浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金交付要綱第14条の
規定に基づき、その実績を報告する。

記

(以下の内容は経営体調書をもって代えることができる)

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳

	整備内容	工期		共済金支払い 通知書の関連 する棟番号	施工住所
		着工 年月日	竣工 年月日		
1					
2					

	経費の内訳(円)						園芸施設共済のう ち特定園芸施設支 払額の合計額(円)
	補助金	融資額	地方公共団体等			自己 資金	
			都道府県	市町村	その他		
1							
2							
計							

	被災施設の建設時における 国庫補助事業の活用状況			原型復旧に該当するか否か (被災施設建設時に国庫補助利用かつ再建の場合記入)	
	国庫補助事業	事業名	実施年度		
1	該当する			該当する	該当しない
2	該当する			該当する	該当しない

様式第17号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

印

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金

交付確定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により決定した浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金の交付について、下記のとおり確定します。

交付確定額

		百万			千			円
金								

様式第18号(第16条関係)

年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所(所在地)

経営体名

代表者氏名

印

請 求 書

年 月 日付け 第 号をもって交付確定を受けた浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業費補助金について、補助金交付要綱第16条の規定により請求します。

記

金 _____ 円

補助金の振込先口座

金融 機関 店舗 名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金						店・所				出張所					
	金融機関コード															
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金				口座番号									
	郵便局	記号						(当座)番号								
口座名義人		(ふりがな)														
		氏名														

浜松市令和元年台風第19号被災農業者支援事業
機械・施設 利用報告(年度・年間)

名前	住所	代表者

1 導入機械・設備 (年度導入)

事業内容	作業内容	保管場所	取得年月日

2 利用計画

作業項目	作業内容	作業時期	摘要
	別紙計画書のとおり		

3 利用実績

年度	年度	期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
月	作業項目	作業内容	時期	日数	作業面積
4		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
5		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
6		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
7		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
8		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
9		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
10		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
11		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
12		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
1		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
2		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
3		作業内容()	上旬 中旬 下旬		
			年間		
			回		

